

研究活動における保有個人情報の取扱いに関する アンケート調査結果概要

《集計概要》

- **調査対象**
全研究開発法人（33 法人）及び国立大学法人等（90 法人）
- **回収率**
92.7%（研究開発法人30法人、国立大学法人等84法人）
（なお、未回答については計上していないため、各問の回答数の合計とは異なるものがある。）
- **アンケート内容**
 - 1 研究活動のための保有個人情報の提供について
 - 2 EUからの個人データの越境移転について

1 研究活動のための保有個人情報の提供について

(1-1) 昨年度又はこの1年間で、研究等の目的（貴法人が共同研究を行う場合も含む。以下同じ）で保有個人情報の提供を検討した事案の件数はどの程度ですか。

法人の別	① 21回以上	② 11～20回	③ 1～10回	④ 全くない
研究開発法人	5(16.7%)	3(10.0%)	4(13.3%)	18(60.0%)
国立大学法人等	14(16.9%)	0(0.0%)	14(16.9%)	55(66.3%)
合計	19(16.8%)	3(2.7%)	18(15.9%)	73(64.6%)

(1-2) 1-1で①から③を選択した場合、研究等の目的で保有個人情報の提供を検討した際に、提供可否の判断に困ったことはありますか。

法人の別	① よくある	② 少しある	③ ない	④ 提供の求め自体がない
研究開発法人	3(25.0%)	3(25.0%)	6(50.0%)	0(0.0%)
国立大学法人等	0(0.0%)	9(32.1%)	19(67.9%)	0(0.0%)
合計	3(7.5%)	12(30.0%)	25(62.5%)	0(0.0%)

(1-3) 1-2で①又は②を選択した場合、判断に困った理由は何ですか。(複数選択可)

法人の別	① 独個法第9条第2項第4号で保有個人情報の目的外提供が認められている「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」に該当するかどうかを判断するのが困難だったから	② 独個法第9条第2項ただし書で保有個人情報の目的外提供が制限されている「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」に該当しないか否かを判断するのが困難だったから
研究開発法人	5(83.3%)	4(66.7%)
国立大学法人等	4(44.4%)	3(33.3%)
合計	9(60.0%)	7(46.7%)

(1-3) ③その他(自由記入)

法人名	内容
A	当初は研究目的であっても最終的に商用サービスに繋げることを想定した場合、上記①、②をどう判断すべきかが難しい。 プロジェクト参画者の連携促進のために、出席名簿を配付する際の取扱いに苦慮する 경우가多々ある。
B	試料の二次利用の可能性がある場合、その用途が提供時点で明確になっていないことがしばしばある。
C	保有個人情報の目的外提供には該当しないが、健診会場で実施した記名入りのアンケートを集計し、個人に紐づかない分析データとするデータ処理、解析作業であり(アンケート実施時に、提供いただく個人情報について、その使用目的等を明記し、承諾を得ている)、自治体が保有するデータと合致させて分析を行う特性上、自治体の個人情報を提供いただく、あるいは本学の個人情報を自治体に提供する案を検討する過程で提供可否の判断にやや検討を要した。

(1-4) 1-3で①又は②を選択した場合、具体にどのような事案であったかを可能な限り詳細に教えてください。(自由記載)

法人名	内容
A	取り扱う情報が学術目的なのかどうか
B	個人情報かどうかの判断が難しかった(メールアドレス)
C	提供依頼元が当センター外の人物(退職者、客員研究員など)であるケース、診療や研究で利用する医療機器の精度チェックに利用するために業者に渡すケース(納品業者で保守委託契約は無い等)、研究目的ではあるが個人情報の保管先が海外データセンターであるなどのケースなど。
D	研究データ各種
E	特定の場所での病害の発生情報は、防除および今後の予察に重要であるが、場所を特定することは個人を特定することとなるため、個人情報にあたると思われる。公益目的でその情報を用いて何らかの支援サービスを開発・公開しても②に当たるのではないだろうか?また、その情報を基にシステム上で会員向けサービスに繋がった場合、①から外れるのではないかなど。

F	歩行運動データ並びに表情データ、3次元頭部形状データは、データ自体が個人識別符号であるとされ、住所、年齢、氏名などの個人を特定する情報を紐付けしなくても、データ公開自体が保有個人情報の提供に該当する。これらのデータを統計処理せず、生データのママ提供できるよう、データ取得時に被験者に対して十分な説明と同意をとっている。しかしながら、データの提供先（利用者）が、同意書で署名頂いた利用目的の範囲内で正しく利用するか、さらには、Web等からのダウンロード時に利用者が所属・氏名を詐称していないかが確認しきれないことが問題となっている。
G	講演のために、個人情報を提供した。
H	海外の大学との合同研修会の開催に当たり、日本の参加者の氏名、メールアドレス等を含む名簿を求められた。
I	民間との共同研究（健康診断アプリ開発）において、本学保有個人情報（教職員・学生の健康診断データ）の利活用を行おうとした事案
J	保有個人情報の目的外提供には該当しないが、健診会場で実施した記名入りのアンケートを集計し、個人に紐づかない分析データとするデータ処理、解析作業であり（アンケート実施時に、提供いただく個人情報について、その使用目的等を明記し、承諾を得ている）、自治体が保有するデータと合致させて分析を行う特性上、自治体の個人情報を提供いただく、あるいは本学の個人情報を自治体に提供する案を検討する過程で提供可否の判断にやや検討を要した。
K	本学の TOEIC の成績情報を学外の研究者と共同研究に利用するにあたり、提供の可否の判断に迷った事案
L	通常個人情報を提供する際には、対応表を作成するなどで匿名化しているが、厚生労働省委託事業のアンケート研究の協力で患者さんの氏名や連絡先を委託業者に提供して良いのか議論になった。

(1-5) 1-3で①又は②を選択した場合、明確に判断できなかったことから、提供を控えたことはありますか。

法人の別	① ある	② ない
研究開発法人	5(83.3%)	1(16.7%)
国立大学法人等	4(50.0%)	4(50.0%)
合計	9(64.3%)	5(35.7%)

(1-6) 1-2で①又は②を選択した場合、民間との共同研究で支障が生じたことはありますか。

法人の別	① よくある	② 少しある	③ ない	④ 共同研究をすること自体がない
研究開発法人	1(16.7%)	3(50.0%)	2(33.3%)	0(0.0%)
国立大学法人等	0(0.0%)	4(44.4%)	4(44.4%)	1(11.1%)
合計	1(6.7%)	7(46.7%)	6(40.0%)	1(6.7%)

(1-7) 1-6で①又は②を選択した場合、具体的にどのような支障であったかを可能な限り詳細に教えてください。(自由記載)

法人名	内容
A	商業利用なのか学術目的なのかという論点
B	研究の進捗が滞ることや、実際に研究着手するかの判断が保留となるなどした。
C	研究の遅れ
D	国研として企業と積極的に共同研究を進める必要があると考えられるが、データをどこまで出していいか?の判断に迷う。そのため、特定のコンソーシアム内での契約などがなければ、企業と組んでいない。
E	提供要望機関は、実際の二次利用の計画を明確にできないことに加え、二次利用研究計画の倫理審査の実施についても担保しないため、議論が平行線になる。
F	公共性、本学にとってのメリットなどのほか、真に本学保有個人情報を提供する必要があることが前提条件であり、その検討に基づく相手方との調整等
G	本学の TOEIC の成績情報を学外の研究者と共同研究に利用するにあたり、提供の可否の判断に迷った事案

(1-8) 研究等の目的で提供する場合、漏えい等が発生しないように、契約書等の書面で適切な管理を求めていますか。

法人の別	① 書面で求めている	② 書面では求めていない
研究開発法人	21(91.3%)	2(8.7%)
国立大学法人等	56(82.4%)	12(17.6%)
合計	77(84.6%)	14(15.4%)

(1-9) 研究等の目的で提供する場合、漏えい等が発生しないように、管理状況の現地検査を行っていますか。

法人の別	① 必ず行っている	② 必要に応じて行っている	③ 行っていない
研究開発法人	1(4.3%)	15(65.2%)	7(30.4%)
国立大学法人等	0(0.0%)	32(47.8%)	35(52.2%)
合計	1(1.1%)	47(52.2%)	42(46.7%)

(1-10) 研究等の目的で提供する場合、漏えい等が発生しないように、管理状況等について報告を求めていますか。

法人の別	① 必ず行っている	② 必要に応じて行っている	③ 行っていない
研究開発法人	3(13.0%)	16(69.6%)	4(17.4%)
国立大学法人等	10(14.9%)	23(34.3%)	34(50.7%)
合計	13(14.4%)	39(43.3%)	38(42.2%)

(1-11) 保有個人情報の提供のほか、研究等における保有個人情報の取扱いについて、支障が生じたことがある場合には、具体的にどのような支障であったかを可能な限り詳細に教えてください。(自由記載)

法人名	内容
A	インフォームド・コンセントとの整合性。
B	所内に研究倫理審査を行う機関がなく、外部機関への委託が必要になっている。予算や時間が発生している。
C	職員の就労環境についての調査研究などについて、職員の個人情報の取り扱い(外部提供)が判断できずに研究参画を見送ったことや、研究と診療の区別が明確になりきっていないケースでの海外データセンター利用などで判断が難しい。また、医療機器に付随する分析サービスについての位置付け(薬機法承認済みではあるが分析サービスは海外データセンターへの送信となるなど)が不明。
D	倫理指針と個人情報保護法、次世代医療基盤法も含め各施設の理解や解釈に差がある。
E	何を個人情報とみなすかの判断が難しい。また、受け取った資料の処理についても様々な判断上の難しさがある。例えば、地理情報として居住地の住所を収集した場合、住所文字列を分析に利用できる経緯度等に変換する必要がある。個人情報のデータ処理に当たってはネットワークに接続しないPCでの作業がしばしば義務付けられるが、例えば、住所文字列だけの情報を単独で抜き出して、処理する作業はその対象になるかどうかといった部分情報の処理などは、判断に困ることがある。
F	個人情報の受け渡し方法の安全性が議論になることがある。
G	民間機関との共同研究において、情報は提供しないが自施設内では閲覧しないとそもそも研究にならない。一方で、その場合のセキュリティや責任をどのように担保するかは明確になっておらず、不安なところもある。

2 EUからの個人データの越境移転について

(2-1) 昨年度又はこの1年間で、EUから個人情報の越境移転を受けた回数ほどの程度ですか。

法人の別	① 21回以上	② 11～20回	③ 1～10回	④ 全くない
研究開発法人	6(20.7%)	0(0.0%)	2(6.9%)	21(72.4%)
国立大学法人等	8(9.9%)	2(2.5%)	7(8.6%)	64(79.0%)
合計	14(12.7%)	2(1.8%)	9(8.2%)	85(77.3%)

(2-2) 2-1で①から③を選択した場合、越境移転を受けるために、どのような手段を採りましたか。(複数選択可)

法人の別	① 本人同意	② SCC (標準契約条項)	③ BCR (拘束的企業準則)	④ GDPR第46条第2項aに基づく文書交付
研究開発法人	6(75.0%)	3(37.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)
国立大学法人等	16(94.1%)	1(5.9%)	0(0.0%)	1(5.9%)
合計	22(88.0%)	4(16.0%)	0(0.0%)	1(4.0%)

(2-2) ⑤その他 (自由記入)

法人名	内容
A	スマートフォン等から利用できるシステムの運用において、欧州からの利用も想定されるため、GDPR対応を考慮して、利用者から同意を取得するようにしていますが、実際の欧州からの利用がどの程度かは、把握できておりません。
B	個人データの本人と機構との間の契約の履行に必要な場合、機構とデータ移転元の間で個人データ主体の利益のために交わされる契約の締結または契約の履行に必要な場合 等
C	本学において該当すると思われる個人情報は交換留学における成績証であるが、協定校経由で成績証の移転を受けており、協定校から留学生本人に同意を得ているものと理解している。
D	事例の大半は、外国人招へい旅費や諸謝金などの支給に伴う個人データの越境移転を受けるもの。この場合の本人同意については、様式書面ではなく、個人データの移転を受けるにあたって利用目的等を本人に事前に通知のうえ、本人が承諾して越境させることにより、本人同意のあったものと見做している。
E	「越境移転」に当たるかどうか不明ですが、JSPS 二国間交流事業共同研究の採択を受けて研究を開始する際に、EEA在住の共同研究者本人より個人情報の取扱いに関する同意書を徴取しました。
F	SCCにかかる条項を含む契約を締結する
G	日本での宿泊予約やシンポジウム招へいのための情報及び招へい制度等への応募書類の受領をもって、本人同意を得たこととしたものもある。

(2-3) 2-1で①から③を選択した場合、提供元の組織形態はどのようなものでしたか。(複数選択可)

法人の別	① 公的機関	② 民間機関	③ 分からない
研究開発法人	7(87.5%)	4(50.0%)	1(12.5%)
国立大学法人等	13(76.5%)	4(23.5%)	4(23.5%)
合計	20(80.0%)	8(32.0%)	5(20.0%)

(2-4) 2-1で①から③を選択した場合、GDPR 十分性認定が得られていないことから、支障が生じたことはありますか。

法人の別	① よくある	② 少しある	③ ない
研究開発法人	0(0.0%)	2(25.0%)	6(75.0%)
国立大学法人等	0(0.0%)	3(18.6%)	13(81.3%)
合計	0(0.0%)	5(20.8%)	19(79.2%)

(2-5) 2-4で①又は②を選択した場合、具体にどのような支障であったかを可能な限り詳細に教えてください。(自由記載)

法人名	内容
A	頻度は少ないが、外部機関から SCC の締結を求められることがある。 また、組織内 (EU 事務所ー東京の本部間) での個人情報移転のために、組織内で SCC を締結したが、同一法人であるため双方の署名者を誰にするかを迷った。現地 (EU) の法律事務所からも同様の疑問が出た。
B	具体的な支障が発生したわけではないものの、越境移転に伴う手続きが都度必要になる点及び万が一手続きに不備があった際のリスクを常に抱えている点が懸念と考えています。
C	取り立てて具体的な支障とまで言えるものではないが、以下のとおり： ・ EEA 加盟国以外の者との取扱いの差異について十分な注意を払わなければならないこと ・ EEA 加盟国の者からの、GDPR における越境済み個人データに関する同意の撤回や消去の権利行使等に対応するために、保有個人情報としての管理が今後の手間や障害となる可能性を意識する必要があること
D	本人同意を取得するための手続き (メールでの連絡等) に時間を要することがある。
E	・ 欧州の共同研究者側より、個人情報の提供に関して日本側に提供する際、制約があるか、問い合わせがあった。 ・ 欧州からの参加者を多数予定しているワークショップ開催 (日本) に際し、ホームページにおいて (当機構が定めた GDPR の対応対策にのっとり) 個人情報の取得に関する同意と撤回に関する項目を付すなど、改修を行った。

(2-6) EU との共同研究で相手方とお互いに個人情報を共有するに当たって、GDPR 十分性認定が得られていないことから、支障が生じたことはありますか。

法人の別	① よくある	② 少しある	③ ない	④ EUと共同研究をすること自体がない
研究開発法人	0(0.0%)	1(3.8%)	15(57.7%)	10(38.5%)
国立大学法人等	0(0.0%)	1(1.4%)	38(52.1%)	34(46.6%)
合計	0(0.0%)	2(2.0%)	53(53.5%)	44(44.4%)

(2-7) 2-6で①又は②を選択した場合、共同研究に利用できるデータに制約が生じた、共同研究に参加する研究者の情報の共有ができなかったなど、具体的にどのような支障であったかを可能な限り詳細に教えてください。(自由記載)

法人名	内容
A	具体的な支障が発生したわけではないものの、越境移転に伴う手続きが都度必要になる点及び方が一手続きに不備があった際のリスクを常に抱えている点が懸念と考えています。
B	主にヨーロッパの研究者が出席をよくする学会を主催したが、これまでの参加者リストが手に入らず、連絡できなかった。
C	現時点で2-6に該当する実績はないが、今後、共同研究上 EEA 側からの求めに応じて SCC などを締結する必要が生じるものと予想され、その場合、合意に至るまでの調整等、業務効率上支障を来すものと考えている。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の共同研究者側より、個人情報の提供に関して日本側に提供する際、制約があるか、問い合わせがあった。 ・欧州からの参加者を多数予定しているワークショップ開催(日本)に際し、ホームページにおいて(当機構が定めた GDPR の対応対策にのっとり)個人情報の取得に関する同意と撤回に関する項目を付すなど、対応を行った。 ・機構として GDPR の基準にのっとったプライバシーポリシーの新たな制定を行った。

3 その他

(1) 保有個人情報の取扱いに関し、その他意見・要望があれば、御記載願います。(自由記載)

法人名	内容
A	ゲノム情報の個人情報としての取扱いが他国に比べて厳しすぎる。
B	実際の管理と利用について、特に医療分野については各法律やガイドライン、方針の整合性が取れていない。また、情報セキュリティとも整合性がとれにくい(運用上または技術的に実現が困難なケース)ことがある。
C	研究データに関しては、政府で策定している AI 契約ガイドラインデータ編や、不正競争防止法なども関係しており、独個法と関係する箇所、しない箇所の切り分けがよく理解できない。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・EU からの移転について、我が国の独立行政法人個人情報保護法における「保有個人情報」定義と、EU の GDPR における personal data の定義が異なるため、対象情報の該当性判断に困っている。 ・保有個人情報の定義がはっきりしなくて困る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・民間との共同研究に際して、民間では共同利用スキーム（個人情報保護法 23 条 5 項 3 号）があるのに独立行政法人個人情報保護法にはその規定がないのでどうしていいか互いに困る。 ・民間へのデータ処理の委託に際して、民間では委託にかかる規定（2 条 5 項 1 号）があるのに独立行政法人個人情報保護法にはその規定がないため、どのように法を当てはめて解釈すればいいかわからない。 ・民間と独法が共同で行う個人情報処理についての法の適用関係を明らかにされたい。
E	<p>設問 2 の回答に関する個人情報は本組織の欧州事務所からのもので、主に従業員情報であり、欧州事務所と本組織本部との間で SCC を締結し越境移転を可能にしている。今後、他の研究機関・事業者等が保有する個人情報の提供を受ける場合も想定されるが、個別に SCC の締結をおこなうか、それが時間的に困難であれば欧州事務所経由で移転する方法が想定されるが、独法に対しても十分性認定が得られ、そのような負担を軽減することが望ましい。</p>
F	<p>ちょっとした不注意で容易に漏洩するので、注意深い扱いが必要だと思います。</p> <p>米国 NIH のグラントを受けた、複数の研究機関によるプロジェクト研究であり、厳格な個人情報保護の上で研究を進めているため問題は生じていないが、ネットワークに繋がっていないスタンドアロンの PC を使って、データの管理・解析することが本当にセキュリティ対策に繋がっているのか疑問である。</p> <p>当研究室で保有している研究用データとして保存している個人情報は、主として認知実験時のインタビューの記録映像や音声です。（基本的に顔などは映らないように配慮していますが、意図せず映り込んでいる可能性もあり。）これまでのところ、共同研究等においてこれらのデータの提供依頼を受けたり、提供を検討したことはありませんが、もしそのようなことがあったとしたら、個人が直接映像として映っている可能性があるだけに、独個法 9 条 2 項 4 号で認められている「保有個人情報の目的外提供」として本人の承諾なく提供することが他の法令上問題になることはないか（肖像権など）、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しないか判断が困難ですので、提供しない方向で保守的に判断せざるを得ないと思います。</p> <p>「音声言語資料の収集のため海外でのオーラルヒストリーの聞き取りを行っているが、個人情報を本人の許可なく大学の外へ供与することは日本の国法で厳しく禁じられていることを説明した上で偽りのない個人情報を含むオーラルヒストリーを得ている。情報提供者への謝金支払いのため大学事務部に情報提供者の個人情報を提示する必要があるが、個人情報が大学外に漏洩することのないようにしてほしい。</p> <p>非医学系研究における保有個人情報の取り扱いが曖昧である。もう少しルールを決めた方が良いと思われる。</p>
G	<p>本件は、研究活動に限定したアンケートとなっているが、独立行政法人等が GDPR における十分性認定の対象となっていないことにより、現場の教育組織では様々な支障が生じている。</p> <p>学内の対応としては、現在、全学的な基準の策定を検討中であり、業務が停滞を防ぐため、個別事案については専門家に相談しながら進めているところである。</p> <p>多くの機関においても同様な状況が見受けられることから、独立行政法人等についても GDPR における十分性認定の対象となることを期待している。</p>
H	<p>研究手法や戦略が未確立な状況で、医学的情報を個情法の対象としてしまったことで、研究のアイデアや発想に大きく制限をかけてしまっている印象がある。とりわけ、稀少な疾患や事例は、どのように情報を扱うべきかの判断が難しくなった。</p> <p>また、近年増加傾向にある AI を活用した医療イノベーション創出プロジェクトにおいて、医療情報を用いた産学連携プロジェクトの実施が難しくなってきている。</p> <p>現在、認可作業が進められている、次世代医療基盤法に基づく認定事業者によって個人情報の活用が推進されることを期待したい。</p>
I	<p>今後どういう点に気を配る必要があるのか、初心者向けの説明がある HP 等を丁寧に紹介してほしい。</p>
J	<p>「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を廃止して「個人情報の保護に関する法律」に包括させようとして、法の適用除外項目から学術研究利用を削除し（取扱いに疑義が生じないような規定化は必要）、学術研究利用を含めた GDPR における十分性認定をあらためて確保してほしい。</p>
K	<p>EU の大学と学生交流に関する協定を締結する際、GDPR についてどのように取り決めすべきか、大変苦慮しました。助言をお願いしたい場合、どちらに問い合わせたらよいでしょうか。</p>
L	<p>本学の取り組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分性認定に関わらず、GDPR の要件を考慮した本学の個人情報保護のポリシー（プライバシーポリシー）を策定し、弊学 HP のトップページからのリンクで公開しております。

	<ul style="list-style-type: none"> • EEA 域内の組織からの個人データ移転につきましては、個人情報の取り扱いが含まれる契約、かつ弊学 HP で公開しているプライバシーポリシーで対応しています。 • 個別の案件につきましては、学内相談窓口を設けております。 • 研究における GDPR 第 89 条例外措置の適用について、個別相談で対応しています。
M	<p>安全保障輸出管理上で行う外国人の個人情報の確認について、受入教員が事前に知り得た情報を基に確認を行うが、GDPR を考慮すると、本人同意を得ておく必要があるのか。また、入試については、自ら出願するものであることから、本人同意があったものとみなしてよいのか。</p>
N	<p>今後そのような状況が発生した場合、情報入手前に何に気をつけてどのようなプロセスをふめばよいのか、現場ですべき対応について具体的に知りたい。</p>
O	<p>GDPR に関する対応について、具体的な手続についてノウハウが全くなく、何をしたらよいのかも分からない状態です。取り急ぎ、GDPR に詳しい顧問弁護士と契約を結んで諸案件について相談をしておりますが、費用もかさんでおります。各法人が同じように個々に体制を構築するのは費用対効果が悪いと思われますので、国の方で独法等に向けた統一的なガイドラインや相談窓口の作成を願います。</p>